

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

平成 30 年 1 月 31 日

大阪市住宅供給公社
理事長 鬘 恒三

1 担当課

〒547-0026 大阪市平野区喜連東 4 丁目 4 番 35 号
平野住宅管理センター
電話 06-6703-4236

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

平野住宅管理センター ごみ廃棄物（産業廃棄物）の収集、運搬及び処分業務委託

(2) 履行場所

大阪市平野区喜連東 4 丁目 4 番 35 号
平野住宅管理センター

(3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

(4) 業務概要

平野住宅管理センター内で排出される産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市住宅供給公社（以下「当公社」という。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿「01：建物等各種施設管理-16：廃棄物処理」に登録があり、以下の要件を満たすものとする。

① 産業廃棄物収集運搬業許可証については、次のア及びイの両方の許可を有すること。

ア 積込み地における許可

産業廃棄物排出事業所の所在地における都道府県知事又は保健所設置市長の有効な許可を有し、かつ産業廃棄物収集運搬業の許可品目に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず」が含まれていることを要件とする。

イ 積卸し地における許可

産業廃棄物処分場の所在地における都道府県知事又は保健所設置市長の許可を有し、かつ産業廃棄物収集運搬業の許可品目に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず」が含まれていることを要件とする。

※当該処分場が保健所設置市に設置されている場合は、有効な許可についてはアに準じて判断すること。

② 産業廃棄物処分業許可証については、次の要件を満たすこと。

産業廃棄物処分場の所在地における都道府県知事又は保健所設置市長の許可を有し、かつ産業廃棄物処分業の許可品目に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず」が含まれている。

(2) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次の①～④のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社の電話、ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

オ 一方の会社の大阪市又は公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 印鑑証明書（原本）

注 申請時において、発行日より 3 か月以内のものに限る。

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。

オ 資本関係・人的関係に関する調書

カ 許可証の写し

- ・大阪府知事又は大阪市長が認可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写し
 - ・処分地を管轄する自治体の「産業廃棄物処分業許可証」の写し
- ※注1 申請時点において、許可有効期間内のものに限る。
- ※注2 許可項目：「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず」

(2) 交付期間

平成30年1月31日（水）から平成30年2月14日（水）
9：00～17：00（12：00～13：00を除く）
但し、土・日曜日及び祝日を除く。

(3) 交付場所

下記にて受領するか、当公社ホームページよりダウンロードすること。
大阪市住宅供給公社 経理課（契約担当）
大阪市北区天神橋6丁目4番20号（住まい情報センター6階）
TEL 06-6882-7003
ホームページ <http://www.osaka-jk.or.jp/>

(4) 受付期間

平成30年2月9日（金）から平成30年2月14日（水）
10：00～17：00（12：00～13：00を除く）

(5) 受付場所

5の（3）の交付場所に同じ。

(6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。

(7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 入札参加者の指名等

(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、平成30年2月20日（火）に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。

(2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。

8 質疑等

(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに所定の質疑書（指名通知時に配付）に記入のうえFAXにて提出すること。

質疑受付期限 平成30年2月23日（金）17：00 まで

質疑提出先 平野住宅管理センター

FAX 06-6703-4237

(2) 回答は、平成30年2月28日（水）付で、当公社ホームページに掲載し、契約書に綴じ込む。

9 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成30年3月5日（月）10：15

(2) 入札執行場所

当公社 5階 入札室

10 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者
- (2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者
- (3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者
- (4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4- (5) に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る1者は入札に参加することができる。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約保証人 不要

12 入札の無効

- (1) 大阪市住宅供給公社経理規程第67条第1項の規定に該当する入札
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。

14 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (3) 契約の締結は平成30年度予算が発効したときとする。

大阪市住宅供給公社経理規程（抄）

(入札の無効)

第67条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 入札の効力は、理事長が決定する。